

# 厚生労働省における熱中症に関する令和元年度の取組について

## 1 普及啓発・注意喚起

- (1) リーフレット「熱中症予防のために」を各自治体・各都道府県労働局等に配信し、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を依頼。リーフレットはこれまでの日本語・英語に加え、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語版も作成。



- (2) 障害者向けの熱中症予防ポイントのリーフレットを作成。



- (3) 熱中症診療ガイドライン（日本救急医学会作成）を厚生労働省ホームページに掲載。
- (4) 4月22日以降、ほぼ毎日、Twitter 及び facebook による熱中症予防に関する情報発信を実施。

## 2 職場における熱中症対策

- (1) 職場のWBGT 値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレットにまとめ、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日から9月30日)を通じて、事業者や労働者に対し周知。

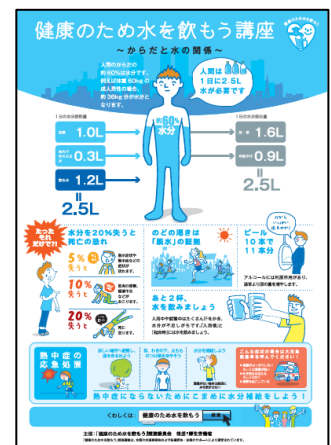


- (2) 職場における熱中症予防に関する講習会を5月から7月に全国7か所で実施。

## 3 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援

- 「健康のため水を飲もう」推進委員会(\*)作成のポスター・リーフレットの掲示・配布について、協賛団体、文部科学省、都道府県の水道関係部局及び大臣認可水道事業者等へ協力依頼。

\* 「健康のため水を飲もう」推進委員会とは、2007年に発足した民間の組織で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。



(「健康のため水を飲もう」推進運動ポスター)

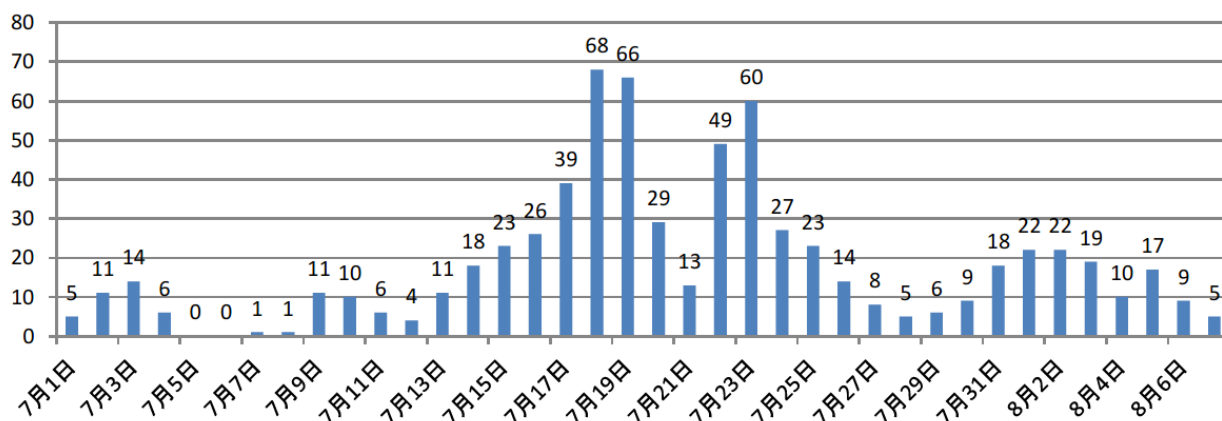
## 4 熱中症発生状況等に係る情報の提供

- (1) 協力医療機関から前日に報告された熱中症入院患者数等の即時情報を厚生労働省ホームページ上に毎日公表(別紙参照)。
- (2) 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し公表。
- (3) 職場における熱中症による死亡災害発生状況を各都道府県労働局に対し情報提供。

協力医療機関における熱中症入院患者数

①2018年8月7日時点（685人）

報告された熱中症入院患者数



②2019年8月7日時点（472人）

報告された熱中症入院患者数

